

豊川霞（下条地区） 作業部会議事録（1/1）

会議開催日 令和 8 年 6 月 10 日

国：豊橋河川事務所、県：愛知県東三河建設事務所、市：豊橋市

	意見・要望・質問	回答	回答者	備考
その他				
1	国に返還した耕作放棄地に雑草が繁茂し、ロープも張られているため立ち入りできない状況である。ロープを外しても問題ないか。	ロープは昨年、地元住民の了承を得て設置したものである。支障があれば外し、元に戻してもらえば差し支えない。国有地については、定期的（年 1 回）に除草を行う予定である。	国	
2	神田川の堤防道路の舗装が剥がれ、通行しにくい状況である。補修してもらえないか。	現地を確認した上で必要な対応を検討する。	国	【補足】 令和 8 年 6 月 22 日に補修を実施しました。